

ヨーロッパにおける人権および

基本的自由の保護のための条約



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE



ヨーロッパ 人権条約

第11議定書および第14議定書, 第15議定書
による修正

第1議定書および第4議定書, 第6議定書, 第
7議定書, 第12議定書, 第13議定書, 第16議
定書による追加

ヨーロッパ人権条約の条文は、2021年8月1日に発効した第15議定書 (CETS no.213) 及び2010年1月1日に発効した第14議定書 (CTES no.194) の規定によって修正されたものとして提出された。本条約の条文は、1970年9月21日に効力を生じた第3議定書 (ETS no. 45) , 1971年12月20日に効力を生じた第5議定書 (ETS no. 55) , 1990年1月1日に効力を生じた第8議定書の規定に従って、前もって修正され、また、同第5条3項に従って、1970年9月21日に効力を生じてから条約の不可欠な部分となっていた第2議定書 (ETS no. 44) の条文から構成されている。これらの議定書によって修正される又は追加されたすべての規定は、1998年11月1日に効力を生じた日から、第11議定書 (ETS no. 155) によって取って替えられた。その日以降、1994年10月1日に効力を生じた第9議定書 (ETS no. 140) は廃止され、第10議定書 (ETS no. 146) は、その目的を失った。

当条約およびその議定書の署名ならびに批准に関する現在の状況と同様に、宣言および留保に関する一覧表は、www.conventions.coe.intで入手可能である。

当条約の英語およびフランス語版のみが真正である。

ヨーロッパ人権裁判所
Council of Europe
67075 Strasbourg cedex
France

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 人権および基本的自由の保護のための条約..... | 5 |
| 追加議定書 | 30 |
| 第4議定書..... | 33 |
| 第6議定書..... | 37 |
| 第7議定書..... | 41 |
| 第12議定書..... | 46 |
| 第13議定書 | 50 |
| 第16議定書..... | 54 |

人権および基本的自由の保護のための の条約

ローマ, 1950年11月4日

ヨーロッパ評議会加盟国であるこの条約の署名政府は、

1948年12月10日に国際連合総会が宣明した世界人権宣言を考慮し、

この宣言が、その中で宣言された権利の普遍的かつ実効的な承認および遵守を確保することを目的としていることを考慮し、

ヨーロッパ評議会の目的が加盟国間の一層緊密な統一の達成であること、ならびに、その目的を追求する方法の1つが人権および基本的自由の維持および一層の実現であることを考慮し、

世界における正義および平和の基礎であり、かつ、一方では実効的な政治的民主主義により、他方ではそれが依存している人権の共通の理解および遵守によって最もよく維持されるこれらの基本的自由に対する深い信念を改めて確認し、

志を同じくし、かつ政治的伝統、理想、自由および法の支配についての共通の遺産を有するヨーロッパ諸国の政府として、世界人権宣言中に述べられる権利の若干のものを集団的に実施するための最初の措置をとることを決意して、

締約国が、補完性の原則に従って、本条約およびその諸議定書に定義する人権および自由を保障する主要な責任を有すること、ならびに、そうするにあたって、本条約により設立されたヨーロッパ人権裁判所の監督に服しつつ、評価の余地を享受することを確認して、

次のとおり協定した。

第1条

人権を尊重する義務

締約国は、その管轄内にあるすべての者に対し、この条約の第1節に定義する権利および自由を保障する。

第1節

権利および自由

第2条

生命に対する権利

1 すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪とされ裁判所による刑の宣告を執行する場合は、この限りでない。

2 生命の剥奪は、それが次の目的のために絶対に必要な、力の行使の結果であるときは、本条に違反して行われたものとみなされない。

- (a) 不法な暴力から人を守るため
- (b) 合法的な逮捕を行いまたは合法的に拘禁した者の逃亡を防ぐため
- (c) 暴動または反乱を鎮圧するために合法的にとった行為のため

第3条

拷問の禁止

何人も、拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。

第4条

奴隷の状態および強制労働の禁止

- 1 何人も、奴隷の状態または隷属状態に置かれない。
- 2 何人も、強制労働に服することを要求されない。
- 3 この条の適用上、「強制労働」には、次のものを含まない。
 - (a) この条約の第5条の規定に基づく拘禁の通常の過程またはその拘禁を条件付きで解かれているときに要求される作業
 - (b) 軍事的性質の役務、または、良心的兵役拒否が認められている国における良心的兵役拒否者の場合に義務的軍事役務のかわりに要求される役務
 - (c) 社会の存立または福祉を脅かす緊急事態または災害の場合に要求される役務
 - (d) 市民としての通常の義務とされる作業または役務

第5条

自由および安全に対する権利

- 1 すべての者は、身体的自由および安全に対する権利を有する。何人も、次の場合において、かつ、法律で定める手続に基づく場合を除くほか、その自由を奪われない。
 - (a) 権限のある裁判所による有罪判決の後の人の合法的な拘禁
 - (b) 裁判所の合法的な命令に従わないためのまたは法律で定めるいずれかの義務の履行を確保するための人の合法的な逮捕または拘禁
 - (c) 犯罪を行ったと疑う合理的な理由がある場合または犯罪の実行もしくは犯罪の実行後の逃亡を防ぐために必要であると合理的に考えられる場合に、権限ある司法機関に連れて行くために行う合法的な逮捕または拘禁

- (d) 教育上の監督のための合法的な命令による未成年者の拘禁または権限のある司法機関に連れて行くための未成年者の合法的な拘禁
- (e) 伝染病の蔓延を防止するための人の合法的な拘禁または精神異常者、アルコール中毒者もしくは麻薬中毒者または浮浪者の合法的な拘禁
- (f) 不正規に入国するのを防ぐための人の合法的な逮捕もしくは拘禁または追放もしくは犯罪人引渡しのために手続がとられている人の合法的な逮捕もしくは拘禁

2 逮捕される者は、速やかに、自己の理解する言語で、逮捕の理由および自己に対する被疑事実を告げられる。

3 この条の1項(c)の規定に基づいて逮捕または拘禁された者は、裁判官または司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、合理的な期間内に裁判を受ける権利または司法手続の間釈放される権利を有する。釈放に当たっては、裁判所への出頭の保証を条件とすることができる。

4 逮捕または拘禁によって自由を奪われた者は、裁判所がその拘禁が合法的であるかどうかを迅速に決定するように、および、その拘禁が合法的でない場合には釈放を命ずるように、手続をとる権利を有する。

5 この条の規定に違反して逮捕されまたは拘禁された者は、賠償を受ける権利を有する。

第6条

公正な裁判を受ける権利

1 すべての者は、その民事上の権利義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する。判決は、公開で言い渡される。ただし、報道機関および公衆に対しては、民主的社會における道徳、公の秩序もしくは国の安全のため、また、少年の利益もしくは当事者の私生活

の保護のため必要な場合において、またはその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要なと認める限度で、裁判の全部または一部を公開しないことができる。

2 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に従って有罪とされるまでは、無罪と推定される。

3 刑事上の罪に問われているすべての者は、少なくとも次の権利を有する。

- (a) 速やかにその理解する言語でかつ詳細にその罪の性質および理由を告げられること。
- (b) 防御の準備のために十分な時間および便益を与えられること。
- (c) 自らまたは自己が選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人に対する十分な支払手段を有しないときは、司法の利益のために必要な場合には無料で弁護人を付されること。
- (d) 自己に不利な証人を尋問またはこれに対し尋問させること、および自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席およびこれに対する尋問を求めること。
- (e) 裁判所において使用される言語を理解または話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

第7条

法律なくして処罰なし

1 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。

2 この条は、文明諸国の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作または不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものではない。

第8条

私生活および家族生活の尊重を受ける権利

1 すべての者は、その私的および家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。

2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による介入もあってはならない。

第9条

思想、良心および宗教の自由

1 すべての者は、思想、良心および宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自己の宗教または信念を変更する自由ならびに、単独でまたは他の者と共同しておよび公にまたは私的に、礼拝、教導、行事および儀式によってその宗教または信念を表明する自由を含む。

2 宗教または信念を表明する自由については、法律で定める制限であって、公共の安全のため、または公の秩序、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社会において必要なもののみを課す。

第10条

表現の自由

1 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による介入を受けることなく、かつ、国境とのかかわりなく、意見を持つ自由ならびに情報および考えを受けおよび伝える自由を含む。この条は、国が放送、テレビまたは映画の諸企業の許可制を要求することを妨げるものではない。

2 前項の自由の行使については、義務および責任を伴うので、法律によって定められた手続、条件、制限または刑罰であって、国の安全、領土保全もしくは公共の安全のため、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、他の者の名誉もしくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、または、司法機関の権威および公平さを維持するため、民主的社会において必要なものを課することができる。

第11条

集会および結社の自由

1 すべての者は、平和的な集会の自由および結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成しおよびこれに加入する権利を含む。

2 前項の権利の行使については、法律で定める制限であって、国の安全もしくは公共の安全、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のために、民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課してはならない。この条の規定は、国の軍隊、警察または行政機関の構成員による前項の権利の行使に対して合法的な制限を課することを妨げるものではない。

第 1 2 条

婚姻についての権利

婚姻することができる年齢の男女は、権利の行使を規制する国内法に従って婚姻しかつ家族を形成する権利を有する。

第 1 3 条

実効的救済手段を得る権利

この条約に定める権利および自由を侵害された者は、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、国の機関の前において実効的な救済手段を得るものとする。

第 1 4 条

差別の禁止

この条約に定める権利および自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、民族的少数者への所属、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。

第 1 5 条

緊急時における逸脱

1 戦争その他の国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合には、いずれの締約国も、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この条約に基づく義務を逸脱する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならない。

2 前項の規定は、第 2 条（合法的な戦闘行為から生ずる死亡の場合を除く）、第 3 条、第 4 条 1 項および第 7 条の規定からのいかなる逸脱も認めるものではない。

3 逸脱の措置をとる権利を行使する締約国は、とった措置およびその理由をヨーロッパ評議会事務総長に十分に通報する。締約国はまた、その措置が終了し、かつ、条約の諸規定が再び完全に履行される時点を、ヨーロッパ評議会事務総長に通知する。

第 1 6 条

外国人の政治活動に対する制限

第 1 0 条、第 1 1 条および第 1 4 条中のいかなる規定も、締約国が外国人の政治活動に対して制限を課することを妨げるものとみなされない。

第 1 7 条

権利の濫用の禁止

この条約のいかなる規定も、国、集団または個人がこの条約において認められる権利および自由を破壊しもしくはこの条約に定める制限の範囲を越えて制限することを目的とする活動に従事しまたはそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。

第 1 8 条

権利制約事由の使用に対する制限

権利および自由についてこの条約が認める制限は、それを定めた目的以外のいかなる目的のためにも適用してはならない。

第2節

ヨーロッパ人権裁判所

第19条

裁判所の設置

この条約および条約の諸議定書において締約国が行った約束の遵守を確保するために、ヨーロッパ人権裁判所（以下「裁判所」という）を設立する。裁判所は、恒久的基礎の上に機能する。

第20条

裁判官の数

裁判所は、締約国の数と同数の裁判官で構成される。

第21条

就任の基準

- 1 裁判官は、徳望が高く、かつ、高等の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者または有能の名のある法律家とする。
- 2 候補者は、第22条に関連して3名の候補者リストが議員会議により要請された日に65歳未満でなければならない。
- 3 裁判官は、個人の資格で裁判する。
- 4 裁判官は、その任期中、裁判官の独立、公平性または常勤職としての必要性和両立しないいかなる活動にも従事してはならない。この項の適用から生ずるいかなる問題も、裁判所が決定する。

第22条

裁判官の選挙

裁判官は、議員会議によって、各締約国について当該締約国により指名される3名の候補者の名簿の中から投じられた票の多数により選出される。

第23条

任期および解職

- 1 裁判官は、9年の任期で選出される。裁判官は再選されることはない。
- 2 裁判官は、後任者と代わるまで在任するものとする。ただし、裁判官は、すでに審理中の事件は引き続き取り扱わなければならない。
- 3 いかなる裁判官も、他の裁判官が3分の2の多数決により当該裁判官は必要とされる条件を満たさなくなったと決定するのでない限り、解職されることはない。第24条（解職）いかなる裁判官も、他の裁判官が3分の2の多数決により当該裁判官は必要とされる条件を満たさなくなったと決定するのでない限り、職務から解任されることはない。

第24条

書記局および報告者

- 1 裁判所に、書記局をおく。書記局の機能と組織は、裁判所規則に規定する。
- 2 単独裁判官で裁判する場合には、裁判所は、裁判所長の権威の下活動する報告者により援助される。報告者は、裁判所書記局の一部である。

第 2 5 条

全員法廷

裁判所の全員法廷は、次のことを定める。

- (a) 3年の任期で、裁判所長および1人または2人の裁判所次長を選任すること。裁判所長および裁判所次長は再任されることができる。
- (b) 期間を定めて構成される小法廷を設置すること。
- (c) 各小法廷の裁判長を選任すること。小法廷の裁判長は、再任されることができる。
- (d) 裁判所規則を採択すること。
- (e) 書記および1人または2人以上の書記補を選任すること、ならびに
- (f) 第26条2項に基づくあらゆる要請を行うこと。

第 2 6 条

単独裁判官、委員会、小法廷および大法廷

- 1 裁判所は、提訴される事件を審理するために、単独裁判官、3人の裁判官で構成される委員会、7人の裁判官で構成される小法廷および17人の裁判官で構成される大法廷で裁判する。裁判所の小法廷は、一定期間活動する委員会を設置する。
- 2 全員法廷の要請により、閣僚委員会は、全員一致の決定によりかつ一定期間について、小法廷の裁判官の数を5に減らすことができる。
- 3 単独裁判官として裁判する場合には、裁判官は、自らがそれについて選出された締約国に対するいかなる申立をも審理してはならない。
- 4 訴訟当事国のために選出された裁判官は、小法廷および大法廷の職務上当然の構成員となる。該当する裁判官がいない場合あるいは当該裁判官が裁判することができない場合には、当

該当事国によってあらかじめ提出された名簿から裁判所長によって選ばれた者が、裁判官の資格で裁判する。

5 大法廷は、裁判所長、裁判所次長、小法廷の裁判長および裁判所規則に従って選任される他の裁判官を含める。事件が第43条に基づいて大法廷に付託される場合には、判決を行った小法廷の裁判官は、小法廷の裁判長および関係締約国について裁判した裁判官を除き、大法廷で裁判してはならない。

第 2 7 条

単独裁判官の権限

- 1 単独裁判官は、第34条に基づき提出された申立について、それ以上審査することなく決定できる場合には、不受理としたりはそれを総件名簿から削除することができる。
- 2 この決定は、確定したものとす。
- 3 単独裁判官は、申立について不受理とせず、それを総件名簿から削除もしない場合には、さらなる審査のために委員会または小法廷に提出しなければならない。

第 2 8 条

委員会の権限

- 1 第34条に基づき提出された申立に関して、委員会は、全員一致によって、次のことを行うことができる。
 - (a) それ以上審査することなく決定できる場合に、それを不受理としたりは総件名簿から削除すること。
 - (b) 条約またはその諸議定書の解釈または適用に関する、事件を基礎づける問題がすでに十分に確立した裁判所の判例法の主題である場合に、それを受理し同時に本案に関する判決を下すこと。
- 2 前項に基づく決定および判決は、確定したものとす。
- 3 訴訟当事国について選挙された裁判官が委員会の構成員でない場合、委員会は、当該締約国が本条1項(b)に基づく手

続の適用を争っているかどうかを含むあらゆる関連要素を考慮して、手続のいかなる段階においても当該裁判官を委員会の構成員のうち1人の者に代わるよう招請することができる。

第29条

小法廷による受理可能性および本案に関する決定

1 第27条もしくは第28条に基づいて決定が行われない場合または第28条に基づく判決が下されない場合、小法廷は、第34条に基づいて付託される個人の申立の受理可能性および本案について決定する。受理可能性に関する決定は別個に行うことができる。

2 小法廷は、第33条に基づいて付託される国家間の申立の受理可能性および本案について決定する。受理可能性に関する決定は、裁判所が例外的な場合に別段の決定をするのでない限り、別個に行うものとする。

第30条

大法廷への回付

小法廷に係属する事件が条約またはその諸議定書の解釈に影響を与える重大な問題を生じさせる場合または小法廷での問題の決定が裁判所が以前に行った判決と一致しない結果をもたらす可能性のある場合には、小法廷は、判決を行う前のいずれの時でも、大法廷に当該事件を回付することができる。

第31条

大法廷の権限

大法廷は、次のことを行う。

- (a) 第33条または第34条に基づいて付託される申立について、小法廷が第30条に基づいて回付した場合ま

たは事件が第34条に基づいて大法廷に上訴された場合に、決定を行うこと

- (b) 第46条4項に従って閣僚委員会によって裁判所に付託される問題について決定すること。ならびに、
- (c) 第47条に基づいて付託される勧告的意見の要請について審理すること

第32条

裁判所の管轄権

1 裁判所の管轄は、第33条、第34条、第46条および第47条に基づいて裁判所に付託される条約およびその諸議定書の解釈および適用に関するすべての事項におよぶ。

2 裁判所が管轄権を有するかどうかについて争いがある場合には、裁判所が決定する。

第33条

国家間の事件

いずれの締約国も、他の締約国による条約およびその諸議定書の規定の違反を裁判所に付託することができる。

第34条

個人の申立

裁判所は、いずれかの締約国による条約または議定書に定める権利の侵害の被害者であると主張する自然人、民間団体または個人の集団からの申立を受理することができる。締約国は、申立の権利の実効的な行使を決して妨げないことを約束する。

第 3 5 条

受理基準

1 裁判所は、一般的に認められた国際法の原則に従ってすべての国内的な救済手段が尽くされた後で、かつ、最終的な決定がなされた日から4か月の期間内のみ、事案を取り扱うことができる。

2 裁判所は、第34条に基づいて付託される個人の申立て、次のものは取り扱ってはならない。

(1) 匿名のもの、または

(2) 裁判所がすでに審理したか、またはすでに他の国際的調査もしくは解決の手續に付託された事案と実質的に同一であって、かつ、いかなる新しい関連情報も含まないもの

3 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると考える場合には、第34条に基づいて付託された個人の申立てを不受理としなければならない。

(a) 申立が、条約または諸議定書の規定と両立しないか、明白に根拠不十分かまたは申立権の濫用である場合。

(b) 申立人が、相当な不利益を被ってはいなかった場合。ただし、条約およびその諸議定書に明定された人権の尊重のために当該申立の本案の審査が求められる場合はこの限りではない。

4 裁判所は、この条に基づいて不受理とするいかなる申立も却下する。裁判所は、手續のいずれの段階でもこの却下を行うことができる。

第 3 6 条

第三者の参加

1 小法廷および大法廷でのすべての事件において、自国の国民が申立人となっている締約国は、書面の陳述を提出しおよび口頭審理に参加する権利を有する。

2 裁判所長は、司法の適正な運営のために、裁判手續の当事者ではない締約国または申立人ではない関係者に書面の陳述を提出しまたは口頭審理に参加するよう招請することができる。

3 小法廷または大法廷におけるすべての事件において、ヨーロッパ評議会人権弁務官は書面でコメントを提出しおよび口頭審理に参加することができる。

第 3 7 条

申立の削除

1 裁判所は、事情により次のように結論できる場合には、手續のいずれの段階においても、申立を総件名簿から削除することを決定することができる。

(a) 申立人が自己の申立の継続を望んでいない、または

(b) 事案が解決された、または

(c) 裁判所によって確認されたその他の理由により、引き続き申立の審理を行うことが正当化できない。

ただし、裁判所は、条約および諸議定書に明定された人権の尊重のために必要な場合には、引き続き申立の審理を行う。

2 裁判所は、事情により正当であると考えられる場合には、申立を総件名簿に再び登載することを決定することができる。

第 38 条

事件の審理および友好的解決の手続

- 1 裁判所は、申立の受理を宣言した場合には、次のことを行う。
 - (a) 当事者の代理人とともに、事件の対審審理を行い、および必要があれば調査を行う。この調査を実効的に行うために、関係国は、すべての必要な便宜を供与する。
 - (b) 条約および諸議定書で認められた人権の尊重を基礎とする事案の友好的解決を確保するために、自らを関係当事者の利用に委ねる。
- 2 前項 (b) に基づいて行われる手続は、非公開とする。

第 39 条

友好的解決

- 1 条約および諸議定書に定める人権の尊重を基礎とする事案の友好的解決を確保するために、裁判所は、手続のいかなる段階においても、自らを関係当事者の利用に委ねることができる。
- 2 前項に基づいて行われる手続は、非公開とする。
- 3 友好的解決が成立する場合には、裁判所は、決定により、総件名簿から事件を削除する。この決定は、事実および到達した解決の簡潔な記述にとどめなければならない。
- 4 この決定は、閣僚委員会に送付され、閣僚委員会は、この決定に定める友好的解決の条件の執行を監視する。

第 40 条

公開の口頭審理および文書の入手

- 1 口頭審理は、裁判所が例外的な場合に別段の決定をする場合を除き、公開とする。
- 2 書記に寄託された文書は、裁判所長が別段の決定をする場合を除き、公衆が閲覧できるようにする。

第 41 条

公正な満足

裁判所が条約または諸議定書の違反を認定し、かつ、当該締約国の国内法によってはこの違反の結果を部分的にしか払拭できない場合には、裁判所は、必要な場合、被害当事者に公正な満足を与えなければならない。

第 42 条

小法廷の判決

小法廷の判決は、第 4 条 2 項の規定に従って確定する。

第 43 条

大法廷への上訴

- 1 事件のいずれの当事者も、例外的な場合には、小法廷の判決の日から 3 か月の期間内に当該事件について大法廷への上訴の受理を要請することができる。
- 2 大法廷の 5 人の裁判官で構成される審査部会は、当該の事件が条約もしくはその諸議定書の解釈もしくは適用に影響する重大な問題または一般的重要性を有する重大な問題を提起する場合には、その要請を受理する。
- 3 審査部会が要請を受理する場合には、大法廷は、当該の事件を判決により決定しなければならない。

第 4 4 条

確定判決

- 1 大法廷の判決は、確定したものとす。
- 2 小法廷の判決は、次の場合に確定する。
 - (a) 当事者が事件について大法廷への上訴の受理を要請する意思のないことを宣言する場合、または
 - (b) 判決の日の後 3 か月経過し、その間に事件の大法廷への上訴受理要請がなされなかった場合、または
 - (c) 大法廷の審査部会が第 4 3 条に基づく上訴受理要請を却下する場合
- 3 確定判決は、公表される。

第 4 5 条

判決および決定の理由

- 1 判決および申立の受理または不受理の決定には、理由を付さなければならない。
- 2 判決がその全部または一部について裁判官の全員一致の意見を表していないときは、いずれの裁判官も、個別の意見を表明する権利を有する。

第 4 6 条

判決の拘束力および執行

- 1 締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の確定判決に従うことを約束する。
- 2 裁判所の確定判決は、閣僚委員会に送付され、閣僚委員会はその執行を監視する。
- 3 確定判決の執行の監視が判決の解釈の問題によって妨げられると閣僚委員会が考える場合、閣僚委員会は、解釈問題の判断を求めため、事案を裁判所に付託することができる。

4 閣僚委員会は、締約国が自国が当事者となっている事件の確定判決に従うことを拒否していると考えられる場合、当該締約国に正式の通告を行ったのち、かつ閣僚委員会に出席する権利を有する代表者の 3 分の 2 の多数決による決定により、当該締約国が本条 1 項に基づく義務を実行するのを怠っているかどうかの問題を裁判所に付託する。

5 裁判所は、本条 1 項の違反を認定した場合、裁判所は、とるべき措置を検討するために閣僚委員会に事件を付託する。裁判所は本条 1 項の違反を認定しない場合、裁判所は閣僚委員会に事件を付託し、閣僚委員会は、自らの事件の審理を終了させる。

第 4 7 条

勧告的意見

- 1 裁判所は、閣僚委員会の要請により、条約およびその諸議定書の解釈に関する法律問題について勧告的意見を与えることができる。
- 2 この意見は、条約の第 1 節および諸議定書に定義する権利および自由の内容もしくは範囲に関するいかなる問題も、または、裁判所もしくは閣僚委員会が、条約に基づいて開始される手続の結果検討しなければならないその他のいかなる問題も、取り扱ってはならない。
- 3 裁判所の勧告的意見を要請する閣僚委員会の決定は、同委員会に出席する資格のある代表者の 3 分の 2 の多数の投票を必要とする。

第 4 8 条

裁判所の諮問権限

裁判所は、閣僚委員会が付託した勧告的意見の要請が、第 4 7 条に定義する権限内にあるかどうかを決定する。

第 4 9 条

勸告的意見の理由

- 1 裁判所の勸告的意見には、理由を付さなければならない。
- 2 勸告的意見がその全部または一部について裁判官の全員一致の意見を表していないときは、いずれの裁判官も、個別の意見を表明する権利を有する。
- 3 裁判所の勸告的意見は、閣僚委員会に通知される。

第 5 0 条

裁判所の経費

裁判所の経費は、ヨーロッパ評議会が負担する。

第 5 1 条

裁判官の特権および免除

裁判官は、その任務の遂行中は、ヨーロッパ評議会規程の第 4 0 条およびそれに基づいて作成される協定に定める特権および免除を受ける権利を有する。

第 3 節

雑 則

第 5 2 条

事務総長による照会

いずれの締約国も、ヨーロッパ評議会事務総長の要請のある場合には、自国の国内法がこの条約の諸規定の実効的な実施を確保する方法について説明を与えなければならない。

第 5 3 条

既存の人権の保障

この条約のいかなる規定も、いずれかの締約国の法律または当該締約国が締約国となっているいずれかの他の協定に基づいて保障されることのある人権および基本的自由を制限しまたはそれから逸脱するものと解してはならない。

第 5 4 条

閣僚委員会の権限

この条約のいかなる規定も、ヨーロッパ評議会規程が閣僚委員会に与えた権限を害するものではない。

第 5 5 条

他の紛争解決手段の排除

締約国は、この条約の解釈または適用から生じる紛争をこの条約で定める解決手段以外のものに請願によって付託するために、締約国間に有効な条約または宣言を利用しないことを約束する。ただし、特別の合意がある場合は、この限りでない。

第 5 6 条 領域的適用

1 いずれの国も、批准のときまたはその後のいずれのときでも、ヨーロッパ評議会事務総長に宛てた通告によって、自国が国際関係について責任を有する領域の全部または一部について本条 4 項に従ってこの条約を適用することを宣言することができる。

2 条約は、ヨーロッパ評議会事務総長がこの通告を受領した後 3 0 日目から通告の中で指定する領域に適用される。

3 この条約の規定は、現地の必要に妥当な考慮を払って、これらの領域に適用される。

4 本条 1 項に基づいて宣言を行ったいずれの国も、宣言後のいずれのときでも、宣言が関係する 1 または 2 以上の領域のために、この条約の第 3 4 条に定める自然人、民間団体または集団からの申立を受理する裁判所の権限を受諾することを宣言することができる。

第 5 7 条 留保

1 いずれの国も、この条約に署名するときまたは批准書を寄託するときに、その領域でそのときに有効ないずれかの法律がこの条約の特定の規定と抵触する限りで、その規定について留保を付することができる。一般的性格の留保は、この条のもとでは許されない。

2 この条に基づいて付されるいかなる留保も、関係する法律の簡潔な記述を含むものとする。

第 5 8 条 廃棄

1 締約国は、自国が締約国となった日から 5 年経過した後、かつ、ヨーロッパ評議会事務総長に宛てた通告に含まれる 6 か月の予告の後にのみ、この条約を廃棄することができる。ヨーロッパ評議会事務総長は、これを他の締約国に通知するものとする。

2 前項の廃棄は、この条約に基づく締約国の義務の違反を構成する可能性がある行為であって廃棄が効力を生ずる日の前に締約国が行っていたいかなるものについても、関係締約国を当該の義務から免除する効果をもつものではない。

3 前項と同一の条件で、ヨーロッパ評議会の加盟国でなくなるいずれの締約国も、この条約の締約国でなくなる。

4 条約は、前 3 項の規定に基づいて、第 5 6 条によってその適用が宣言されたいずれの地域についても廃棄することができる。

第 5 9 条

署名および批准

1 この条約は、ヨーロッパ評議会加盟国の署名のために開放しておく。この条約は、批准されなければならない。批准書は、ヨーロッパ評議会事務総長に寄託する。

2 ヨーロッパ連合は、この条約に加入することができる。

3 この条約は、1 0 の批准書が寄託された後に効力を生ずる。

4 条約は、その後に批准する署名国については、批准書の寄託の日に効力を生ずる。

5 ヨーロッパ評議会事務総長は、すべてのヨーロッパ評議会加盟国に、条約の効力発生、条約を批准した締約国名およびその後に行われるすべての批准書の寄託について、通知する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な 2 つの文書は、1950 年 11 月 4 日にローマで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。

人権および基本的自由の保護のための の条約についての議定書

パリ，1952年3月20日

ヨーロッパ評議会加盟国であるこの議定書の署名政府は、

1950年11月4日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約（以下「条約」という）の第1節にすでに含まれているもの以外の若干の権利および自由を集団的に実施するための措置をとることを決定して、

次のとおり協定した。

第1条

財産の保護

すべての自然人または法人は、その財産を平和的に享有する権利を有する。何人も、公益のために、かつ、法律および国際法の一般原則で定める条件に従う場合を除くほか、その財産を奪われない。

ただし、この規定は、国が一般的利益に基づいて財産の使用を規制するため、または税その他の抛出もしくは罰金の支払いを確保するために、必要とみなす法律を実施する権利を決して妨げるものではない。

第2条

教育に対する権利

何人も、教育に対する権利を否定されない。国は、教育および教授に関連して負ういかなる任務の行使においても、

自己の宗教的および哲学的信念に適合する教育および教授を確保する父母の権利を尊重しなければならない。

第3条

自由選挙についての権利

締約国は、立法機関の選出にあたって人民の自由な意見表明を確保する条件のもとで、合理的な間隔で、秘密投票による自由選挙を行うことを約束する。

第4条

領域的適用

いずれの締約国も、署名もしくは批准のときまたはその後のいずれのときでも、自国が国際関係について責任を有する領域であってそこで指定するものについて、本議定書の諸規定を適用することをどの範囲で約束するかを記述する宣言をヨーロッパ評議会事務総長に通知することができる。

前項によって宣言を通知したいずれの締約国も、いずれか以前の宣言の条件を変更またはいずれかの領域について本議定書の諸規定の適用を終了させる新たな宣言を随時通知することができる。

本条に基づいてなされた宣言は、条約56条1項に基づいてなされたものとみなされる。

第5条

条約との関係

締約国間においては、本議定書の第1条、第2条、第3条および第4条の諸規定は、条約への追加条文とみなされ、条約のすべての規定がそのことに応じて適用される。

第6条

署名および批准

この議定書は、条約の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国の署名のために開放しておく。議定書は、条約の批准と同時にまたはその後、批准されなければならない。議定書は、10の批准書が寄託された後に効力を生ずる。議定書は、その後、批准する署名国については、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

批准書は、ヨーロッパ評議会事務総長に寄託され、事務総長は、すべての加盟国に批准した加盟国名を通知する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な2つの文書は、1952年3月20日にパリで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。

条約およびその第1議定書にすでに含まれているもの以外のある種の権利および自由を保障する、人権および基本的自由のための条約についての第4議定書

ストラスブール、1963年9月16日

ヨーロッパ評議会加盟国であるこの議定書の署名政府は、1950年11月4日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約（以下「条約」という）の第1節ならびに1952年3月20日パリで署名した条約の第1議定書の第1条から第3条にすでに含まれているもの以外の若干の権利および自由を集団的に実施するための措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1条

債務による拘禁の禁止

何人も、契約上の義務を履行することができないことのみを理由としてその自由を奪われない。

第2条

移動の自由

1 合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において移動の自由および居住の自由についての権利を有する。

2 すべての者は、いずれの国（自国を含む）からも自由に離れることができる。

3 前2項の権利の行使については、法律に基づく制限であつて、国の安全もしくは公共の安全のため、公の秩序の維持、犯罪の防止、健康もしくは道徳の保護または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課してはならない。

4 1項の権利についてはまた、法律に基づいて課す制限であつて民主的社會において公益のために正当化される制限を、特定の地域で課することができる。

第3条

国民の追放の禁止

1 何人も、自己が国民である国の領域から、個別的または集団的措置によって、追放されない。

2 何人も、自己が国民である国の領域に入る権利を奪われない。

第4条

外国人の集団的追放の禁止

外国人の集団的追放は、禁止される

第5条

領域的適用

1 いずれの締約国も、本議定書の署名もしくは批准のときまたはその後いつでも、自国がその国際関係について責任を有する領域であつてそこで指定するものについて、本議定書の諸規定を適用することをどの範囲で約束するかを記述する宣言を、ヨーロッパ評議会事務総長に通知することができる。

2 前項により宣言を通知したいずれの締約国も、以前の宣言の条件を変更または本議定書の適用をいずれかの領域について停止する宣言を、随時通知することができる。

3 本条に従つてなされた宣言は、条約第56条1項に従つてなされたものとみなされる。

4 本議定書が批准または受諾によって適用されるいずれかの国の領域と、本議定書が本条に基づく宣言により適用される領域とは、第2条および第3条に国の領域という文言の適用上、別々の領域と取り扱われる。

5 本条1項および2項に従つて宣言をなしたいずれの国も、その後いつでも、宣言が関係する一または二以上の領域について、本議定書の第1条から第4条までのすべてまたはいずれかについて、条約第34条が規定する個人、民間団体または個人の集団からの申立を受理する裁判所の権限を、自らが受諾することを宣言することができる。

第6条

条約との関係

締約国間においては、本議定書の第1条から第5条の諸規定は、条約への追加条文とみなされ、条約のすべての規定がそのことに応じて適用される。

第7条

署名および批准

この議定書は、条約の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国の署名のために開放しておく。議定書は、条約の批准と同時にまたはその後、批准されなければならない。議定書は、10の批准書が寄託された後に効力を生ずる。議定書は、その後、批准する署名国については、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

批准書は、ヨーロッパ評議会事務総長に寄託され、事務総長は、すべての加盟国に批准した加盟国名を通知する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な2つの文書は、1963年9月16日にストラスブールで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。

死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約についての第6議定書

ストラスブール、1983年4月28日

1950年11月4日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約（以下「条約」という）に対するこの議定書の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国は、

ヨーロッパ評議会の若干の加盟国で生じた発展が死刑の廃止を支持する一般的傾向を表明していることを考慮して、

次のとおり協定した。

第1条

死刑の廃止

死刑は、廃止される。何人も死刑を宣告されまたは執行されない。

第2条

戦時等における死刑

国は、戦時または急迫した戦争の脅威があるときになされる行為につき、法律で死刑の規定を設けることができる。死刑は、法律に定められた場合において、かつ、法律の規定に基づいてのみ適用される。国は、当該の法律の規定をヨーロッパ評議会事務総長に通知する。

第3条

逸脱の禁止

この議定書の規定からのいかなる逸脱も、条約第15条に基づいて行ってはならない。

第4条

留保の禁止

この議定書の規定については、いかなる留保も、条約第57条に基づいて付すことができない。

第5条

領域的適用

1 いずれの国も、署名のときまたは批准書、受諾書もしくは承認書の寄託のときに、この議定書が適用される領域を特定することができる。

2 いずれの国も、その日の後いつでも、ヨーロッパ評議会の事務総長に向けられた宣言によって、その宣言で特定されている他の如何なる領域にこの議定書の適用を拡大することができる。そのような領域に関して、当議定書は、事務総長によってそのような宣言の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

3 前1項および2項に基づいてなされた如何なる宣言も、そのような宣言で特定されたあらゆる領域に関して、事務総長に宛てられた通知によって取り消され得る。当該取消しは、事務総長によるその通知の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

第6条

条約との関係

締約国間においては、本議定書の第1条から第5条の諸規定は、条約への追加条文とみなされ、条約のすべての規定がそのことに応じて適用される。

第7条

署名および批准

この議定書は、条約の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国の署名のために開放しておく。議定書は、批准、受諾又は承認を必要とする。ヨーロッパ評議会の加盟国は、同時に又は以前に条約を批准しない限り、この議定書を批准、受諾又は承認することができる。批准書、受諾書又は承認書は、ヨーロッパ評議会の事務総長に寄託されなければならない。

第8条

効力発生

1 この議定書は、ヨーロッパ評議会の5の加盟国が第7上の規定に従って当該議定書によって拘束される同意を表明した日の後、月の最初の日に効力を生じなければならない。

2 その後、議定書に拘束される同意を表明する加盟国に関して、当該議定書は、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後、月の最初の日に効力を生じなければならない。

第9条 寄託者の機能

ヨーロッパ評議会の事務総長は、以下のことを評議会の加盟国に通知しなければならない。

- (a) 署名
- (b) 批准書、受諾書又は承認書の寄託
- (c) 第5条および第8条に基づくこの議定書の効力発生日
- (d) この議定書に関連する他の行為、通知あるいは連絡

上記に基づき、そのために正式に認められた署名国は、この議定書に署名する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な2つの文書は、1983年4月28日にストラスブールで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。

人権および基本的自由の保護のための 条約についての第7議定書

ストラスブール、1984年11月22日

この議定書の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国は、

1965年11月4日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約（以下「条約」という）による若干の権利および自由を集団的に実施するために一層の措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1条

外国人の追放についての手続的保障

1 合法的に国の領域内に居住する外国人は、法律に基づいて行われた決定による場合を除くほか、追放されてはならず、かつ、次のことを認められる。

- (a) 自己の追放に反対する理由を提示すること、
- (b) 自己の事案が審査されること、かつ、
- (c) このために権限ある機関においてまたはその機関が指名する者に対して代理人が出頭すること。

2 外国人は、追放が公の秩序のために必要な場合または国の安全を理由とする場合には、この条1項の(a)、(b)および(c)に基づく権利を行使する以前にも追放することができる。

第2条

刑事事件における上訴の権利

1 裁判所により有罪の判決を受けたすべての者は、その有罪認定または量刑を上級の裁判所によって再審理される権利を有する。この権利の行使は、それを行使できる事由を含め、法律によって規律される。

2 この権利については、法律が定める軽微な性質の犯罪に関する例外、または、当該の者が最上級の裁判所によって第1審の審理を受けた場合もしくは無罪の決定に対する上訴の結果有罪の判決を受けた場合の例外を設けることができる。

第3条

誤審による有罪判決に対する補償

確定判決によって有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実または新しく発見された事実により誤審のあったことが決定的に立証されたことを理由としてその有罪認定が破棄されまたは赦免が行われたときは、その有罪認定の結果刑罰に服した者は、関係国の法律または慣行に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかった事実が明らかにされなかったことの全部または一部がその者の責めに帰するものであることが証明される場合は、この限りでない。

第4条

一事不再理

1 何人も、すでに一国の法律に従い、同国の刑事訴訟において無罪または有罪の確定判決を受けた犯罪行為について、同一国の裁判所において訴追され、または刑罰を科せられない。

2 前項の規定は、新しい事実もしくは新しく発見された事実の証拠がある場合、または、以前の訴訟手続に当該事案の結果に影響を与えるような根本的瑕疵がある場合には、関係国の法

律および刑事手続に基づいて事案の審理を再開することを妨げるものではない。

3 この条の規定からのいかなる免脱も、条約の第15条に基づいて行ってはならない。

第5条

配偶者の平等

配偶者は、婚姻中および婚姻の解消の際に、配偶者相互間およびその子との関係において、婚姻に係る私法的性質の権利および責任の平等を享受する。この条は、国が児童の利益のために必要な措置をとることを妨げるものではない。

第6条

領域的適用

1 いずれの国も、署名のときまたは批准書、受諾書もしくは承認書の寄託のときに、本議定書が適用される領域を特定し、また、かかる領域に本議定書の規定が適用されることをどの範囲で約束するかを述べることができる。

2 いずれの国も、その日の後いつでも、ヨーロッパ評議会の事務総長に宛てられた宣言によって、その宣言で特定されている他の如何なる領域にこの議定書の適用を拡大することができる。そのような領域に関して、当議定書は、事務総長によってそのような宣言の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

3 前1項および2項に基づいてなされた如何なる宣言も、そのような宣言で特定されたあらゆる領域に関して、事務総長に宛てられた通知によって取り消され得る。当該取消しは、事務総長によるその通知の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

4 本条に従ってなされた宣言は、条約第56条1項に従ってなされたものとみなされる。

5 本議定書が批准または受諾によって適用されるいずれかの国の領域と、この議定書が本条に基づく宣言により適用される領域とは、第1条にいう国の領域という文言の適用上、別々の領域と取り扱われる。

6 本条1項および2項に従って宣言をなしたいずれの国も、その後いつでも、本議定書の第1条から第5条までについて、宣言が、条約第34条が規定する個人、民間団体または個人の集団からの申立を受理ために裁判所の権限を受諾する宣言が関係する一または二以上の領域に代わって宣言することができる。

第7条

条約との関係

締約国間においては、本議定書の第1条から第6条の諸規定は、条約への追加条文とみなされ、条約のすべての規定がそのことに応じて適用される。

第8条

署名および批准

この議定書は、条約の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国の署名のために開放しておく。議定書は、批准、受諾又は承認を必要とする。ヨーロッパ評議会の加盟国は、同時に又は以前に条約を批准しない限り、この議定書を批准、受諾又は承認することができる。批准書、受諾書又は承認書は、ヨーロッパ評議会の事務総長に寄託されなければならない。

第9条

効力発生

1 この議定書は、ヨーロッパ評議会の7の加盟国が第8条の規定に従って本議定書によって拘束される同意を表明した日の後、2ヶ月の期間を過ぎた後の月の最初の日に効力を発生しなければならない。

2 その後に本議定書に拘束される同意を表明する加盟国に関して、当該議定書は、批准書、受諾書又は承認書の寄託日の後、2ヶ月の期間を過ぎた後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

第10条

寄託者の機能

ヨーロッパ評議会の事務総長は、以下のことを評議会の加盟国に通知しなければならない。

- (a) 署名
- (b) 批准書、受諾書又は承認書の寄託
- (c) 第6条および第9条に基づくこの議定書の効力発生日
- (d) この議定書に関連する他の行為、通知あるいは連絡

上記に基づき、そのために正式に認められた署名国は、この議定書に署名する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な2つの文書は、1984年11月22日にストラズブルで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。

人権および基本的自由の保護のための 条約についての第12議定書

ローマ，2000年11月4日

この議定書の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国は、

すべての者は法の前に平等であり、かつ、法による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

1950年11月4日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約（以下「条約」という）による差別の一般的禁止の集団的实施を通じてすべての者の平等を促進する一層の措置をとることを決意し、

差別禁止の原則は、締約国が完全かつ実効的な平等を促進するために措置をとることを正当化する客観的かつ合理的な理由がある場合には、当該措置をとることを妨げるものではないことを再確認して、

以下のとおり協定した。

第1条

差別の一般的禁止

1 法律により定められるいかなる権利の享受も、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的または社会的出身、民族的少数者への所属、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。

2 何人も、公の当局により1項に定めるようないかなる理由によっても差別されてはならない。

第2条

領域的適用

1 いずれの国も、署名のときまたは批准書、受諾書もしくは承認書の寄託のときに、本議定書が適用される領域を特定し、また、かかる領域に本議定書の規定が適用されることをどの範囲で約束するかを述べることができる。

2 いずれの国も、その日の後いつでも、ヨーロッパ評議会の事務総長に宛てられた宣言によって、その宣言で特定されている他の如何なる領域にこの議定書の適用を拡大することができる。そのような領域に関して、当該議定書は、事務総長によってそのような宣言の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

3 前1項および2項に基づいてなされた如何なる宣言も、そのような宣言で特定されたあらゆる領域に関して、事務総長に宛てられた通知によって取り消され得る。当該取消しは、事務総長によるその通知の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

4 本条に従ってなされた宣言は、条約第56条1項に従ってなされたものとみなされる。

5 本議定書が批准または受諾によって適用されるいずれかの国の領域と、この議定書が本条に基づく宣言により適用される領域とは、第1条にいう国の領域という文言の適用上、別々の領域と取り扱われる。

6 本条1項および2項に従って宣言をなしたいずれの国も、その後いつでも、本議定書の第1条について、宣言が、条約第34条が規定する個人、民間団体または個人の集団からの申立を受理ために裁判所の権限を受諾する宣言が関係する一または二以上の領域に代わって宣言することができる。

第3条

条約との関係

締約国間においては、本議定書の第1条および第2条の諸規定は、条約への追加条文とみなされ、条約のすべての規定がそのことに応じて適用される。

第4条

署名および批准

この議定書は、条約の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国の署名のために開放しておく。議定書は、批准、受諾又は承認を必要とする。ヨーロッパ評議会の加盟国は、同時に又は以前に条約を批准しない限り、この議定書を批准、受諾又は承認することができる。批准書、受諾書又は承認書は、ヨーロッパ評議会の事務総長に寄託されなければならない。

第5条

効力発生

1 この議定書は、ヨーロッパ評議会の10の加盟国が第4条の規定に従って本議定書によって拘束される同意を表明した日の後、3ヶ月の期間を過ぎた後の月の最初の日に効力を発生しなければならない。

2 その後に本議定書に拘束される同意を表明する加盟国に関して、当該議定書は、批准書、受諾書又は承認書の寄託日の後、3ヶ月の期間を過ぎた後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

第6条

寄託者の機能

ヨーロッパ評議会の事務総長は、以下のことを評議会の加盟国に通知しなければならない。

- (a) 署名
- (b) 批准書、受諾書又は承認書の寄託
- (c) 第2条および第5条に基づくこの議定書の効力発生日
- (d) この議定書に関連する他の行為、通知あるいは連絡

上記に基づき、そのために正式に認められた署名国は、この議定書に署名する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な2つの文書は、2000年11月4日にストラスブールで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。

あらゆる状況の下での死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約についての第13議定書

ヴィリニウス、2002年5月3日

この議定書の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国は、

すべての者の生命についての権利は、民主的社會における基本的価値であり、かつ、死刑の廃止は、この権利の保護およびあらゆる人間の固有の宣言の承認にとって不可欠であると確信し、

1950年11月4日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約（以下「条約」という）により保障された生命についての権利の保護を強化することを希望し、

1983年4月28日にストラスブールで署名された死刑の廃止に関する条約についての第6議定書は、戦時または急迫した戦争の脅威があるときになされる行為について死刑を排除していないことを留意し、

あらゆる状況の下で死刑を廃止するために最終的措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1条

死刑の廃止

死刑は、廃止される。何人も、死刑を宣告されまたは執行されることはない。

第2条

逸脱の禁止

本議定書からのいかなる逸脱も、条約第15条の下で行ってはならない。

第3条

留保の禁止

本議定書については、いかなる留保も、条約第53条に基づいて付すことはできない。

第4条

領域的適用

1 いずれの国も、署名のときまたは批准書、受諾書もしくは承認書の寄託のときに、この議定書が適用される領域を特定することができる。

2 いずれの国も、その日の後いつでも、ヨーロッパ評議会の事務総長に向けられた宣言によって、その宣言で特定されている他の如何なる領域にこの議定書の適用を拡大することができる。そのような領域に関して、当議定書は、事務総長によってそのような宣言の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

3 前1項および2項に基づいてなされた如何なる宣言も、そのような宣言で特定されたあらゆる領域に関して、事務総長に宛てられた通知によって取り消され得る。当該取消しは、事務総長によるその通知の受領日の後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

第5条

条約との関係

締約国間においては、本議定書の第1条および第2条の諸規定は、条約への追加条文とみなされ、条約のすべての規定がそのことに応じて適用される。

第6条

署名および批准

この議定書は、条約の署名国であるヨーロッパ評議会加盟国の署名のために開放しておく。議定書は、批准、受諾又は承認を必要とする。ヨーロッパ評議会の加盟国は、同時に又は以前に条約を批准しない限り、この議定書を批准、受諾又は承認することができる。批准書、受諾書又は承認書は、ヨーロッパ評議会の事務総長に寄託されなければならない。

第7条

効力発生

1 この議定書は、ヨーロッパ評議会の10の加盟国が第6条の規定に従って本議定書によって拘束される同意を表明した日の後、3ヶ月の期間を過ぎた後の月の最初の日に効力を発生しなければならない。

2 その後に、本議定書に拘束される同意を表明する加盟国に関して、当該議定書は、批准書、受諾書又は承認書の寄託日の後、3ヶ月の期間を過ぎた後の月の最初の日に効力を生じなければならない。

第8条

寄託者の機能

ヨーロッパ評議会の事務総長は、以下のことを評議会の加盟国に通知しなければならない。

- (a) 署名
- (b) 批准書、受諾書又は承認書の寄託
- (c) 第4条および第7条に基づくこの議定書の効力発生日
- (d) この議定書に関連する他の行為、通知あるいは連絡

上記に基づき、そのために正式に認められた署名国は、この議定書に署名する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な2つの文書は、2002年5月3日にストラスブールで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。

人権および基本的自由の保護のための 条約第16議定書

ストラスブール，2013年10月2日

ヨーロッパ評議会の加盟国および、1950年11月4日にローマで署名された人権および基本的自由の保護のための条約（以下「条約」という）のその他の締約当事者である下記署名者は、

条約規定、とくにヨーロッパ人権裁判所（以下「裁判所」という）を設置する第19条を考慮し、

勧告的意見を与えるよう裁判所の権限を拡大することが、補完性の原則に従って、裁判所と国内当局との間の相互作用を高め、それによって条約の実施を強化するであろうことを考慮し

2013年6月28日にヨーロッパ評議会議員会議が採択した意見285（2013）を考慮し、

以下のように協定した。

第1条

先行意見の要請

1 第10条に従って特定される締約国の最高次の国内裁判所は、条約およびその諸議定書に定義する権利および自由の解釈または適用に関する原則問題について、裁判所に勧告的意見を要請することができる。

2 要請を行う国内裁判所は、自らに係属中の事件の文脈においてのみ勧告的意見を求めることができる。

3 要請を行う国内裁判所は、その要請の理由を述べ、係属中の事件の関連する法的・事実に示さなければならない。

第2条

大法廷審査部会による要請の受理

1 大法廷の5人の裁判官で構成される審査部会は、第1条を考慮して勧告的意見の要請を受理するかどうか決定する。審査部会は、要請を受理しない場合には、理由を述べなければならない。

2 審査部会が要請を受理する場合、大法廷が勧告的意見を述べる。

3 前2項にいう審査部会および大法廷には、要請を行った国内裁判所の属する締約国について選挙された裁判官を職務上当然に含むものとする。かかる裁判官が裁判することができない場合には、当該締約国があらかじめ提出した名簿の中から裁判所長が選定する者が、裁判官の資格で裁判するものとする。

第3条

審理への参加

ヨーロッパ評議会人権弁務官および要請を行った国内裁判所の属する締約国は、書面の陳述を提出しおよび口頭審理に参加する権利を有する。裁判所長は、適正な司法の運営のために、いずれの締約国にもまたいずれの者にも、書面の陳述を提出しまたは口頭審理に参加するよう招請することができる。

第4条

先行意見の形式

1 勧告的意見には理由を付さなければならない。

2 勧告的意見が、その全部または一部について裁判官の全員一致の意見を表わすものでない場合には、いずれの裁判官も分離意見を述べる権利を有する。

3 勧告的意見は、要請を行った裁判所およびその裁判所が属する締約国に送付する。

4 勧告的意見は、公表される。

第5条

先行意見の効力

勧告的意見は、拘束的なものではない。

第6条

本議定書と条約との関係

締約当事者の間においては、本議定書の第1条から第5条までは、条約の追加条文とみなされ、すべての条約規定はそれに依りて適用される。

第7条

批准等

1 本議定書は、以下によって拘束される締約国の同意を表明し得る本条約の締約国の署名のために開かれなければならない。

- a) 批准又は受諾、承認に関する留保のない署名、もしくは
- b) 批准又は受諾、承認に準じた、批准又は受諾、承認を条件とする署名

2 批准又は受諾、承認に関する法律文書は、欧州評議会の事務局長に寄託されなければならない。

第8条

効力発生

1 本議定書は、条約の10の締約当事者が第7条の規定に従って本議定書に拘束される同意を表明したのち3か月の期間を経過した後、月の最初の日に効力を生ずる。

2 その後本議定書に拘束される同意を表明する条約の締約当事者に関しては、本議定書は、第7条の規定に従って本議定書

に拘束される同意を表明したのち3か月の期間を経過した後、月の最初の日に効力を生ずる。

第9条

留保

本議定書の規定に関しては、条約第57条に基づくいかなる留保も付すことができない。

第10条

要請国内裁判所の特定

締約当事者はそれぞれ、署名の時または批准書、受諾書もしくは承認書の寄託の時に、ヨーロッパ評議会事務総長に宛てた宣言の形式で、本議定書第1条1項の適用上それが指定する国内裁判所を示すものとする。この宣言はその後いつでも同一の方式で変更することができる。

第11条

事務総長の通知

ヨーロッパ評議会の事務局長は、本条約のヨーロッパ評議会の加盟国および他の締約国に以下のことを通知しなければならない。

- a) 署名
- b) 批准又は受諾、承認に関する法律文書の寄託
- c) 第8条に従った当該議定書の発効日
- d) 第10条に従ってなされた宣言
- e) 当該議定書に関連する他の行為又は通知、伝達

上記に基づき、この効力を正式に認めた署名国は、この議定書に署名する。

ヨーロッパ評議会のアーカイブに寄託される唯一の見本である英語およびフランス語で書かれた真正な2つの文書は、2013年10月2日にストラスブールで作成された。ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会の各加盟国および条約の他の締約国へ公認された写しを送達しなければならない。



ヨーロッパにおける人権および

基本的自由の保護のための条約

European Court of Human Rights
Council of Europe
67075 Strasbourg cedex
France

www.echr.coe.int

JPN